積立定期預金規定

新湊信用金庫

１．（預金の預入れ等）

（１）この預金の預入れは、１回あたり１，０００円以上とし、原則として毎月口座振替の方法により預入れるものとします。

（２）この預金は口座振替のほか、預金、小切手その他の証券により当金庫本支店のどこの店舗でも預入れることができます。

（３）現金自動預入支払機（以下「ＡＴＭ」といいます。）による預入れについては、１回あたりの預入金額はそのＡＴＭに表示された範囲内とします。

２．（口座振替による預入れ）

（１）振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法は、別に提出された口座振替依頼書に記載したとおりとします。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その月の口座振替は行いません。

① 振替指定口座の残高が振替金額に満たないとき

② 口座振替による預入れによりこの預金口座の非課税貯蓄の限度額を超過するとき

（２）振替指定口座、振替日、振替金額を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって取引店に届け出てください。

３．（預金の種類、期間等）

この預金は、預入日の１年後の応当日を据置期間満了日、３年後の応当日を最長預入期限とする１口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

４．（自動継続等）

（１）この預金（後記８．による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

（２）継続された預金についても前記（１）と同様とします。

（３）継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までに、その旨を取引店まで申出てください。

５．（預金の支払時期等）

この預金は継続停止の申出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。

（１）満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を満期日として指定することができます。満期日を指定する場合は、取引店に対してその１か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、１，０００円以上の金額で指定してください。

（２）満期日は、前記（１）により、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。

（３）前記（１）または（２）による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。

（４）前記（１）または（２）により、定められた満期日以後に解約されないまま１か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

６．（障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用）

（１）障害者等の少額貯蓄非課税制度（以下「マル優」といいます。）の適用資格者の方は所定の手続きを行い、この預金を非課税とすることができます。

（２）この預金口座をマル優適用口座とする場合は、加入時に通帳における非課税限度額を定めた限度額方式の非課税貯蓄申込書を提出してください。

（３）通帳には前記（２）で提出した限度額以上の預入れを行う場合は、その限度額を変更してください。変更ができない場合は、限度額以上の預入れを行うことはできません。

７．（利息）

（１）この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間について預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

① １年以上２年未満　　当金庫所定の「２年未満の利率」
② ２年以上　　当金庫所定の「２年以上の利率」
　　（以下「２年以上利率」といいます）

（２）前記（１）の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については変更日以後最初に継続される日）から適用します。

（３）指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（４）この預金を後記８．（１）により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満　　解約日における普通預金の利率
② ６か月以上１年未満　　２年以上利率×４０％
③ １年以上１年６か月未満　　２年以上利率×５０％
④ １年６か月以上２年未満　　２年以上利率×６０％
⑤ ２年以上２年６か月未満　　２年以上利率×７０％
⑥ ２年６か月以上３年未満　　２年以上利率×９０％

（５）この預金の付利単位は１円とし、年率（１年・２年超の日数分は１年を３６５日として日割り）で計算します。

８．（預金の解約）

（１）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（２）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに取引店へ提出してください。

（３）この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を１，０００円以上１円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、払戻請求書記載の金額に達するまで、この預金を１口ごとに順次解約いたします。なお、解約する順序は特に指定のない限り、当金庫所定の方法により支払います。

この他「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

定期預金共通規定

新湊信用金庫

１．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書（通帳）と引換えに取引店で返却します。

２．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記３．（４）①、②ＡからＦおよび③ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記３．（４）①、②ＡからＦまたは③ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

３．（預金の解約、書替継続）

（１）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（２）この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

（３）期日指定定期預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに取引店に提出してください。

（４）次の①、②および③の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ　暴力団

Ｂ　暴力団員

Ｃ　暴力団準構成員または暴力団周辺者

Ｄ　暴力団関係企業

Ｅ　総会屋等、エセ右翼、エセ同和等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等

Ｆ　その他ＡからＥに準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

Ａ　暴力的な要求行為

Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ　その他ＡからＤに準ずる行為

４．（届出事項の変更、証書・通帳の再発行等）

（１）証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）この預金の証書は再発行いたしません。

なお、通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当金庫店頭に表示する手数料をいただきます。

５．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助･保佐･後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）すでに補助･保佐･後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記（１）および（２）と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）前記（１）から（３）の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）前記（１）から（４）の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

６．（印鑑照合等）

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

７．（譲渡、質入れの禁止）

（１）この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

８．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前記（１）により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、証書（通帳）は所定欄および当金庫所定の払戻請求書に届出印により記名押印して通知と同時に当金庫にこの証書（通帳）とともに提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 上記②の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 上記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保･保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）前記（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。

（４）前記（１）により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）前記（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

９．（規定の変更）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると

認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上